

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十七号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九款 福祉相談センター（第四十一条・第四十二条）」を
 第九款 児童相談所（第四十三条・第四十四条）
 第十款 児童学園（第四十五条・第四十六条）

第十二款 女性相談所（第四十七条・第四十

「第十九款 児童相談所（第五十九条―第六十一条）

四十二条) 第二十条 削除

第二十二款 千秋学園（第六十四条―第六十六条）

を「第十九款

第二十二款 削除

第二十三款 女性相談所（第六十九条・第七十条）

第二十四款から第三十款まで 削除

から第三十款まで削除」に改める。

第三条の表企画振興部の項中

「市町村課	人口問題対策課
地域活力創造課	活力ある集落づくり支援室

を「市町村課

一」に、	「調査統
学術振	

計課
興課」を「調査統計課」に改め、同項の次に次のように加える。

あきた未来創造部

あきた未来戦略課

高等教育支援室

	移住・定住促進課 次世代・女性活躍支援課 地域の元氣創造課	
	活力ある集落づくり支援室	

第三条の表観光文化スポーツ部の項中「あきたびじょん室」を削り、同表健康福祉部の項中

「福祉政策課
長寿社会課
障害福祉課
子育て支援課

「福祉政策課
地域・家庭福祉課
を
長寿社会課

「
障害福祉課

国保改革準備・医療指導室
ねりんピック推進室
に改め、同表生活環境部の項中
「県民生活
男女共同

課
参画課」を「県民生活課」に、同表産業労働部の項中「地域産業振興課」を「地域産業振興課―輸送機産業振興室」に改める。

第六条第一項人口問題対策課の項、地域活力創造課の項及び学術振興課の項並びに同条第三項を削る。

第六条の二第二項を削り、同条を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

（あきた未来創造部各課の所掌事務）

第六条の二 あきた未来創造部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

あきた未来戦略課

- 一 部内の主要施策の企画及び調整に関すること。
- 二 他の部局との事業執行上の調整に関すること。

- 三 科学技術の振興及び試験研究機関の試験研究に関する総合的な施策の策定及び推進に関すること。
- 四 試験研究等の成果の普及に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 五 大学等の研究に係る国際交流に関すること。
- 六 知的財産に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 七 高等教育に関すること。
- 八 高等教育機関の連携に関すること。
- 九 私立学校に関すること。
- 十 秋田県立大学に関すること。
- 十一 国際教養大学に関すること。
- 十二 地域振興局に関すること。
- 十三 部の広報、広聴等に関する事務の処理に関すること。
- 十四 部内各課の連絡調整に関すること。

移住・定住促進課

- 一 本県への移住及び本県における定住の促進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 二 本県における就職に向けた活動の支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

次世代・女性活躍支援課

- 一 子ども・若者の活躍及び若者の自立支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 二 児童及び青少年の健全育成に関すること。
- 三 男女の出会い及び結婚の支援に関すること。
- 四 子育て支援対策に関すること。

- 五 男女共同参画社会の形成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 六 仕事と育児の両立の支援に関すること。
- 七 女性の活躍に関する施策の企画、調整及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 八 児童会館に関すること。
- 九 男女共同参画センターに関すること。

地域の元氣創造課

- 一 地域振興に関する施策の企画、調整及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 二 地域振興に係る県民運動の推進に関すること。
- 三 地域づくり活動の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 四 地域振興に係る市民活動の促進に関すること。
- 五 特定非営利活動法人に関すること。
- 六 ゆとり生活創造センターに関すること。

- 2 あきた未来戦略課高等教育支援室は、あきた未来戦略課の所掌事務のうち第七号から第十一号までに掲げる事務を分掌する。

- 3 地域の元氣創造課活力ある集落づくり支援室は、地域の元氣創造課の所掌事務のうち第一号に掲げる事務（集落の活性化に関する事務に限る。）を分掌する。

第七条第一項福祉政策課の項中第五号から第十一号までを削り、第十二号を第五号とし、第十三号から第二十号までを七号ずつ繰り上げ、第二十一号を削り、第二十二号を第十四号とし、第二十三号を第十五号とし、同条第一項福祉政策課の項の次に次のように加える。

地域・家庭福祉課

- 一 地域福祉に関すること。
- 二 バリアフリー社会の形成の促進に関すること。
- 三 民生委員に関すること。
- 四 児童福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 五 児童扶養手当等の支給に関すること。
- 六 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。
- 七 要保護女子の福祉に関すること。
- 八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること。
- 九 児童並びに母子及び父子並びに寡婦に係る社会福祉事業に関すること。
- 十 児童並びに母子及び父子並びに寡婦に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人に関すること。
- 十一 生活保護に関すること。
- 十二 生活困窮者に対する自立の支援に関すること。
- 十三 子どもの貧困対策の推進に関すること。
- 十四 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- 十五 社会福祉会館に関すること。
- 十六 児童相談所に関すること。
- 十七 千秋学園に関すること。
- 十八 女性相談所に関すること。
- 十九 陽光園に関すること。

第七条第一項長寿社会課の項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 全国健康福祉祭の開催に関する事。

第七條第一項子育て支援課の項を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「第二号」を「第十一号」に改め、「（全国健康福祉祭の開催に関する事務に限る。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 長寿社会課国保改革準備・医療指導室は、長寿社会課の所掌事務のうち第八号から第十号までに掲げる事務を分掌する。

第八條第一項県民生活課の項中第十七号を第十八号とし、第七号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 雪対策に関する事。

第八條第一項男女共同参画課の項を削る。

第九條第一項農業経済課の項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、同条第一項水産漁港課の項に次の一号を加える。

二十二 全国豊かな海づくり大会の開催に関する事。

第十一條雇用労働政策課の項第十五号を次のように改める。

十五 雇用対策に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

第十一條雇用労働政策課の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

2 地域産業振興課輸送機産業振興室は、地域産業振興課の所掌事務のうち第一号から第五号までに掲げる事務（輸送機産業の振興に関する事務に限る。）を分掌する。

第十四條第十六号中「企画振興部学術振興課」を「あきた未来創造部あきた未来戦略課」に改め、同条中第六十八号

を第六十九号とし、第四十三号から第六十七号までを一号ずつ繰り下げ、第四十一号及び第四十二号を削り、第四十号を第四十三号とし、第二十九号から第三十九号までを三号ずつ繰り下げ、第二十八号を削り、第二十七号を第三十一号とし、第二十三号から第二十六号までを四号ずつ繰り下げ、第二十二号を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六 秋田県国民健康保険運営協議会 健康福祉部長寿社会課

第十四条中第二十一号を第二十四号とし、第二十号を第二十三号とし、第十九号中「健康福祉部福祉政策課」を「健康福祉部地域・家庭福祉課」に改め、同号を同条第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 秋田県子どもの権利擁護委員会 健康福祉部地域・家庭福祉課

第十四条中第十八号を第二十号とし、第十七号を第十九号とし、第十六号の次に次の二号を加える。

十七 秋田県青少年健全育成審議会 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課

十八 秋田県男女共同参画審議会 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課

「精神保健福祉センター」 「児童相談所

児童相談所

千秋学園

第十五条中

を

に改める。

千秋学園

女性相談所

女性相談所

「 精神保健福祉センター」

第十五条の四第一項の表鹿角地域振興局建設部の項、北秋田地域振興局建設部の項、山本地域振興局建設部の項、秋田地域振興局建設部の項及び由利地域振興局建設部の項中「企画調査課」を「企画・建設課」に、「工務課」を「保全

・環境課」に改め、同表仙北地域振興局農林部の項中 「農村整備第一課 を「農村整備課」に改め、同表仙北地域振興局建設部の項、平鹿地域振興局建設部の項及び雄勝地域振興局建設部の項中「企画調査課」を「企画・建設課」に、

「工務課」を「保全・環境課」に改め、同条第二項の表中「北秋田地域振興局建設部工務課早口ダム管理事務所」を「北秋田地域振興局建設部保全・環境課早口ダム管理事務所」に、「北秋田地域振興局建設部工務課萩形ダム管理事務所」を「北秋田地域振興局建設部保全・環境課萩形ダム管理事務所」に、「北秋田地域振興局建設部工務課森吉ダム管理事務所」を「北秋田地域振興局建設部保全・環境課森吉ダム管理事務所」に、「山本地域振興局建設部工務課素波里ダム管理事務所」を「山本地域振興局建設部保全・環境課素波里ダム管理事務所」に、「秋田地域振興局建設部工務課岩見ダム管理事務所」を「秋田地域振興局建設部保全・環境課岩見ダム管理事務所」に、「仙北地域振興局建設部工務課鎧畑ダム管理事務所」を「仙北地域振興局建設部保全・環境課鎧畑ダム管理事務所」に、「雄勝地域振興局建設部工務課皆瀬・板戸ダム管理事務所」を「雄勝地域振興局建設部保全・環境課皆瀬・板戸ダム管理事務所」に改める。

第十五条の六第一項総務経理課の項第六号中「（企画調査課の所管に属するものを除く。）」を削る。

第十五条の九第一項農業振興普及課の項第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第一項農村整備課及び農村整備第一課の項第一号中「（他の所管に属するものを除く。）」を削り、同条第一項中「農村整備課及び農村整備第一課」を「農村整備課」に改め、同条第一項農村整備第二課の項を削る。

第十五条の十第一項企画調査課の項第一号中「に係る事業計画並びに工事の設計積算」を「の整備」に改め、同条第一項企画調査課の項第二号を次のように改める。

二 都市計画及び都市計画事業に関すること。

第十五条の十第一項企画調査課の項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 河川及び砂防設備等の整備に関すること。

第十五条の十第一項企画調査課の項中第五号から第十号までを削り、第十一号を第五号とし、第十二号から第十四号までを六号ずつ繰り上げ、同条第一項工務課の項第一号中「道路工事の現場管理」を「維持管理」に改め、同条第一項

工務課の項第二号を次のように改める。

二 河川及び砂防設備等の維持管理に関すること。

第十五条の十第一項工務課の項第三号から第十号までを削り、同条第一項工務課の項第十一号中「管理」を「維持管理」に改め、同号を同条第一項工務課の項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 災害復旧事業に関すること。

第十五条の十第一項工務課の項中第十二号を第五号とし、同条第一項工務課の項に次の一号を加える。

六 市町村が行う道路、下水道、災害復旧事業等の指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第十五条の十第一項下水道課の項を次のように改める。

下水道課

一 秋田湾・雄物川流域下水道に関すること（臨海処理区に係るものに限る。）。

二 市町村が行う下水道事業の指導に関すること。

第十五条の十第一項用地課の項第三号中「景観」を「景観保全」に改め、同条第一項用地課の項第六号中「行う」の下に「都市計画事業及び」を加え、「の指導」を削り、同条第一項中「企画調査課」を「企画・建設課」に、「工務課」を「保全・環境課」に改め、同条第二項中「地域振興局建設部工務課」を「地域振興局建設部保全・環境課」に、「工務課」を「保全・環境課」に、「第十一号」を「第三号」に改め、同条第三項の表鹿角地域振興局建設部工務課の項中「の建設及び管理」を削り、同表鹿角地域振興局建設部工務課の項の次に次のように加える。

北秋田地域振興局建設部保全・環境課

北欧の杜^{もり}公園の維持管理に関すること。

第十五条の十第三項の表北秋田地域振興局建設部用地課の項中「管理」を「財産管理」に改め、同表山本地域振興局

建設部企画調査課の項中「海岸事業の計画及び海岸工事の設計積算」を「海岸保全施設の整備」に改め、同表山本地域振興局建設部工務課の項中「海岸工事の現場管理」を「海岸保全施設の維持管理」に改め、同表秋田地域振興局建設部企画調査課の項中「海岸事業の計画及び海岸工事の設計積算」を「海岸保全施設の整備」に改め、同表秋田地域振興局建設部工務課の項中「海岸工事の現場管理」を「海岸保全施設並びに小泉潟公園及び中央公園」に改め、同表秋田地域振興局建設部用地課の項中「管理」を「財産管理」に改め、同表由利地域振興局建設部企画調査課の項中「海岸及び港湾に係る事業の計画及び工事の設計積算」を「海岸保全施設及び本荘港の整備」に改め、同表由利地域振興局建設部工務課の項中「海岸工事及び港湾工事の現場管理」を「海岸保全施設及び本荘港の維持管理」に改め、同表に次のように加える。

由利地域振興局建設部用地課	本荘港の財産管理に関すること。
---------------	-----------------

第十五条の十第三項の表中「鹿角地域振興局建設部工務課」を「鹿角地域振興局建設部保全・環境課」に、「山本地域振興局建設部企画調査課」を「山本地域振興局建設部企画・建設課」に、「山本地域振興局建設部工務課」を「山本地域振興局建設部保全・環境課」に、「秋田地域振興局建設部企画調査課」を「秋田地域振興局建設部企画・建設課」に、「秋田地域振興局建設部工務課」を「秋田地域振興局建設部保全・環境課」に、「由利地域振興局建設部企画調査課」を「由利地域振興局建設部企画・建設課」に、「由利地域振興局建設部工務課」を「由利地域振興局建設部保全・環境課」に改める。

第二章第三節第十款から第十七款までを次のように改める。

第十款 児童相談所

(事務)

第四十三条 児童相談所は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条第二項に規定する業務（同法第十条第一項第二号ホに掲げる業務にあつては、中央児童相談所に限る。）を行う機関とする。

（名称、位置及び所管区域）

第四十四条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、行政機関設置条例第四条に定めるところによる。

第十一款 千秋学園

（事務）

第四十五条 千秋学園は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する機関とする。

（名称及び位置）

第四十六条 千秋学園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
秋田県千秋学園		秋田市新屋下川原町一番二号	

第十二款 女性相談所

（事務）

第四十七条 女性相談所は、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第三項の規定による要保護女子の保護及び更生指導に関する事務並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第三項（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定による被害者の保護等に関する

る事務を行う機関とする。

(名称及び位置)

第四十八条 女性相談所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
秋田県女性相談所		秋田市手形住吉町四番二十六号	

第十三款から第十七款まで 削除

第四十九条から第五十六条まで 削除

第二章第三節第十九款から第三十款までを次のように改める。

第十九款から第三十款まで 削除

第五十九条から第九十一条まで 削除

第二百四十五条第四項の表中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、第十号及び第十一号を削り、第十二号を第八号とし、第十三号を第九号とし、第十四号を第十号とし、第十五号を削り、第十六号を第十一号とし、第十七号から第十九号までを五号ずつ繰り上げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五	I C T 戦略推進監	情報企画課	上司の命を受けて、情報化に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。
----	-------------	-------	---------------------------------------

第二百四十五条第四項の表中第二十号及び第二十一号を削り、第二十二号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七	スポーツ振興監	スポーツ振興課	上司の命を受けて、スポーツの振興に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。
----	---------	---------	---

第二百四十五条第四項の表中第二十三号を第十八号とし、第二十四号から第二十六号までを五号ずつ繰り上げ、第二十七号中「総合政策課」を「総合政策課 総合政策課」に改め、同号を同表第二十二号とし、同表中第二十八号を第二十三号とし、第二十九号から第五十七号までを五号ずつ繰り上げ、同条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同条第六項中「第五十四号」を「第四十九号」に、「第五十一号」を「第四十六号」に、「第五十五号から第五十七号」を「第五十号から第五十二号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
（特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正）
- 2 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成十年秋田県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。
第三条並びに第十一条第一項及び第三項中「企画振興部地域活力創造課」を「あきた未来創造部地域の元氣創造課」に改める。